

水産庁

水産物輸出加速化連携推進事業の概要 (令和6年度補正予算)

令和7年2月
加工流通課

水産物輸出加速化連携推進事業の概要

水産物の更なる輸出拡大の加速化に向けて、生産・加工・流通・輸出等のバリューチェーン関係者が連携して重点課題の解決に資する商流・物流構築の実証の取組を支援します。

○補助対象者： 生産・加工・流通・輸出等の関係者により構成される協議会（輸出加速化連携協議会）

○補助率： 定額（上限あり）、1/2 以内

○補助対象内容：

（１）新市場開拓・多角化実証支援

既存輸出先に加え、新たに非日系市場や第三国への輸出拡大にチャレンジする取組。

（２）供給力拡大・革新的鮮度保持技術実証支援

輸出に至るまでの輸送能力低下による鮮度低下、活魚致死率低下等の課題解決を図りつつ輸出拡大にチャレンジする取組。

（３）水産物輸出規制等対応実証支援

生産から輸出までの流通情報管理や加工体制整備により、輸出先国等の規制や調達基準に対応しうる輸出体制の構築による輸出拡大の取組。

（４）新規参入実証支援

現地ニーズを独自に調査し、競合を避けつつ小ロットから段階的に新規輸出にチャレンジする取組。

○補助対象経費：

- ・協議会運営費、調査・商談等旅費、プロモーション資材等作成費、研修等経費、新商品開発経費、電子システム導入費、物流構造改善費、水産加工機器購入費、流通機器購入費 等

○ご利用方法：

- ・事業実施主体（水産物安定供給推進機構）が行う公募等に応募いただき、同機構と協議・調整後に審査委員会による審査を経て、採択されます。

○成果報告とフォローアップ

- ・補助を受けた年度及び補助後 1， 2 年度目の 3 年度間において、計画値に対する成果報告が必要。

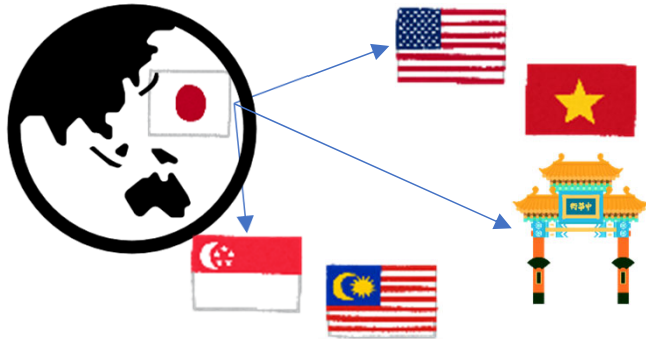
水産物輸出加速化連携推進事業の重点メニューの想定イメージ

○更なる輸出拡大に向けた生産・流通への転換を図るため、水産物の生産・加工・流通・輸出にわたる関係者が連携して重点課題の解決に資する商流・物流の構築の実証の取組を支援。

○取組内容を4メニューに重点化しつつ、案件を公募によって創意工夫を促しながら、外部審査委員会による厳格な審査を行うことで、多様な輸出拡大の取組を推進。

■（１）新市場開拓・多角化実証支援

既存輸出先に加え、新たに非日系市場や第三国への輸出拡大にチャレンジする取組。



■（２）供給力拡大・革新的鮮度保持技術実証支援

輸出に至るまでの輸送能力低下による鮮度低下、活魚致死率低下等の課題解決を図りつつ輸出拡大にチャレンジする取組。



■（３）水産物輸出規制等対応実証支援

生産から輸出までの流通情報管理や加工体制整備により、輸出先国等の規制や調達基準に対応しうる輸出体制の構築による輸出拡大の取組。



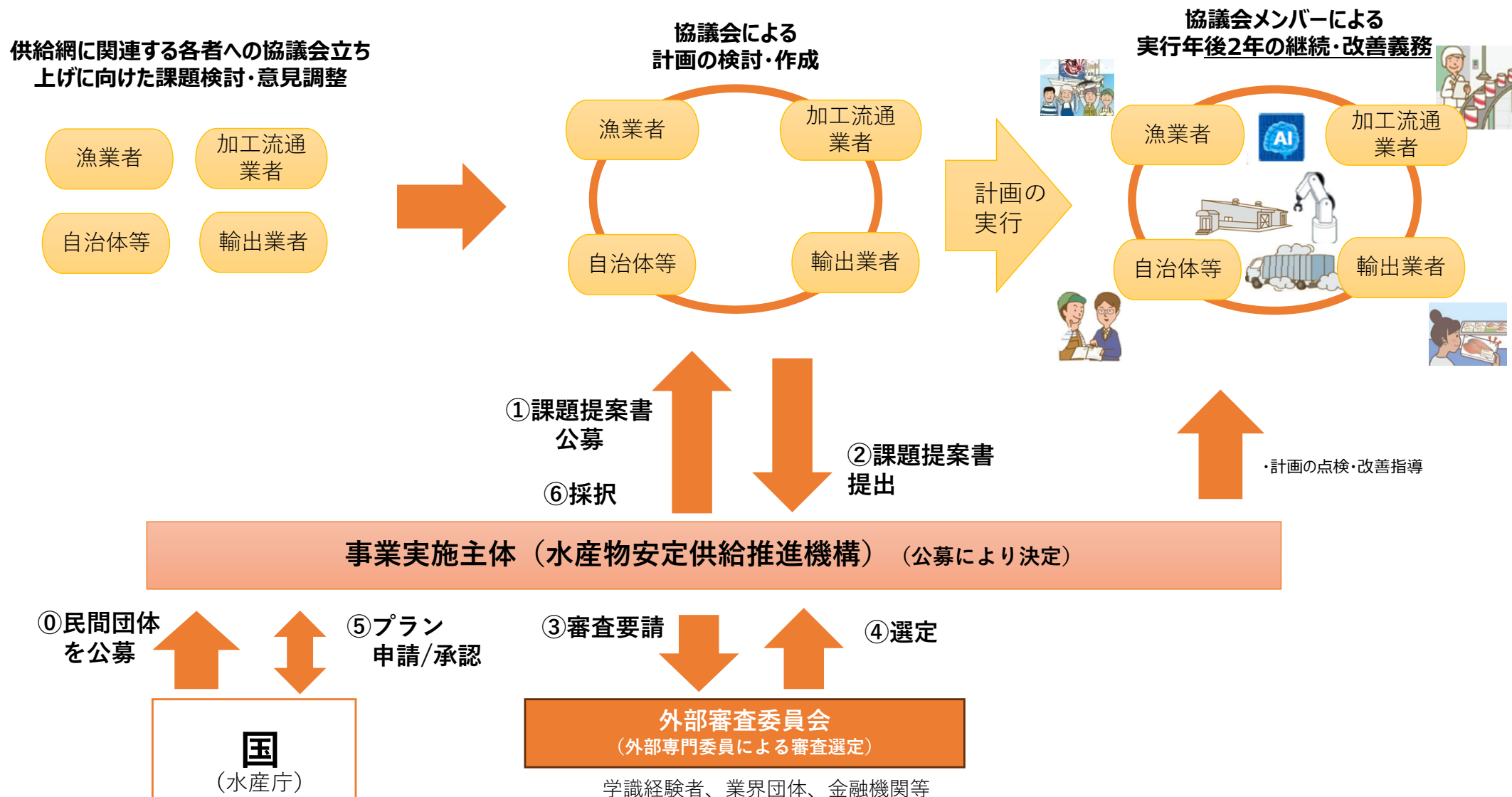
■（４）新規参入実証支援

現地ニーズを独自に調査し、競合を避けつつ小ロットから段階的に新規輸出にチャレンジする取組。



事業の仕組みと流れ

- ・ 輸出加速化協議会を形成し、公募に応募して内容調整後、外部審査を経て、国の承認を受ける。
- ・ 事業実施期間は原則 1 年度以内。（機器整備等は事情によっては翌年度へ繰越して実施可能となる場合あり。）



補助対象者について

- ・以下の①②③の3者以上により構成される「輸出加速化連携協議会」が補助対象者となります。（協定締結が必要）
- ・構成員となることで幅広い活動経費が補助対象となり、補助金の執行に対して責任を負うことになります。

区分	構成員	主な対象者の想定イメージ例
① 必須	生産段階事業者（漁業者、養殖業者）又は当該団体	許可漁業を営む者、養殖業を営む者、各種沿岸漁業を営む者又はこれらの者の団体（漁協、生産組合）
② 必須	加工・流通段階事業者（水産加工、倉庫・保管、卸売・仲卸、物流等の業を営む事業者）又は当該団体	水産物を含む加工食品を製造している事業者、水産物を保管・運搬している事業者、水産物の卸売や仲卸の業を営む事業者又はこれらの者の団体（加工協、中小企業組合）
③ 必須	輸出段階事業者（水産物輸出の業を営む事業者）又は当該団体	商社、通関業者又はこれらの者の団体
④	地方公共団体その他行政・研究機関	都道府県、市町村、公的研究機関
⑤	その他民間事業者等	地方銀行、信用金庫、生命・損害保険会社、システムベンダー事業者、交通機関、コンサルティング事業者、マーケティング事業者、民間研究機関

- ※構成員は、日本国内に所在する組織に限る。
- ※定款、決算書類などの組織管理能力に対する説明資料の提出が必要。
- ※暴力団及び暴力団員は対象外。
- ※直近1年間において法令の違反に係る処分を受けていないこと。

補助対象経費①

- ・ 補助率は、1 / 2 以内となっているほか、協議会運営費や協議会構成員以外の専門コンサルに委託する費用については、定額（合計上限600万円以内）となっています。
- ・ 数量及び金額は、合理的な範囲で必要最小限が対象となります。汎用性の高い物品は対象外となります。

（輸出バリューチェーン改善検討事業） ※合計上限600万円以内で定額支援

補助対象経費	補助率	想定イメージ
輸出加速化連携協議会による連携体制を構築するとともに事業計画内容の検討・調査に要する経費	定額	採択後の協議会構成員による協議会運営費
事業計画のコンサルティングに要する経費	定額	計画に資する専門性の高いコンサルティング委託費

（輸出バリューチェーン改善システム等導入事業）

補助対象経費	補助率	想定イメージ
販売等電子システム導入に要する経費	1/2以内	新たな電子システム導入に要する経費・利用料（単純更新除く）
水産物の加工のために必要な機器、資材（水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器等）の購入費	1/2以内	新たな水産物の加工のために必要な機器・資材（単純更新除く）
水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材（水産物の選別機器、冷凍・冷蔵機器、検査機器、衛生管理機器、集出荷用機器、集出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等）の購入費	1/2以内	新たな水産物の流通のために必要な機器・資材（単純更新除く）
その他水産庁長官が必要と認めた経費	1/2以内	上記のほか、機器等の設置工事費、リース料など

補助対象経費②

(輸出バリューチェーン改善実証事業)

補助対象経費	補助率	想定イメージ
市場調査・商談等に要する経費	1/2以内	現地での市場ニーズ調査、事業者間の商談に要する人件費等の経費
プロモーション資材等の作成に要する経費	1/2以内	新たなプロモーション資材等の作成の経費
研修等の知識・技術の取得に要する経費	1/2以内	先進地視察、講習・講演会、資格取得経費
保管経費（水産物の冷蔵庫等での保管料）	1/2以内	原材料や新製品の保管経費
入出庫料（冷蔵庫等の入出庫料等）	1/2以内	原材料や新製品の倉庫利用料
加工経費（新商品開発・試作に要する経費）	1/2以内	新商品開発に要する加工経費
原材料等費（試作に要する経費）	1/2以内	新商品開発に要する原材料等経費
運送経費等の物流構造の改善を図る取組に要する経費	1/2以内	新たな物流コスト削減を図る取組に要する人件費等の経費
その他水産庁長官が必要と認めた経費	1/2以内	上記のほか、通関手続き手数料、リース料など

(事業実施に関する要件等)

- ア 本事業による支援終了後も本事業による支援の対象とする取組が持続的に継続することが見込まれること。
- イ 輸出加速化連携協議会構成員に「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）に定める小規模企業者に該当する水産加工業者が含まれる場合は、審査において考慮するものとする。
- ウ 輸出加速化連携協議会構成員に直近1年間において発生した自然災害による被害を受け、その被害内容の証明を市町村長から受けた水産加工業者が含まれる場合は、審査において考慮するものとする。
- エ 本事業を実施しようとする輸出加速化連携協議会構成員が、課題提案書の提出日の直近1年間において法令の違反に係る刑事又は行政処分を受けていないこと。

成果目標の設定

①水産物輸出額・輸出数量、②労働生産性の向上、③その他の成果目標（対象水産品の売上高、調達数量など）の3つの目標を設定いただきます。

（事業の成果目標）
輸出加速化連携協議会は、事業実施年度を含めた3年度後までの各年度における、水産物輸出額・輸出数量及び協議会構成員のうち加工・流通段階業者における労働生産性（営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数に一人当たり年間就業時間を乗じたもの）で除したもの）の向上等、効果の検証が可能な成果目標を設定するものとする。

	1年度目	2年度目	3年度目
輸出額	・ ・ ・ ・		
労働生産性	・ ・ ・ ・		
協議会開催数	・ ・ ・ ・		

労働生産性 =
$$\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{労働投入量}}$$

（労働者数or 労働者数 × 一人当たり年間就業時間）

例えば、、、前年実績で
営業利益：1.3百万円、従業員数40人、人件費120百万円、減価償却費0であれば、
（従前）労働生産性 = $(1.3 + 120 + 0) / 40 = 3.03$ ①

これを事業実施によって、新たに機器類の導入により、従業員数を1名減、
営業利益：1.5百万円、従業員数39人、人件費120百万円、減価償却費5百万円と計画した場合、
（計画）労働生産性 = $(1.5 + 120 + 5) / 39 = 3.24$ ②

よって、②/①≒1.069 となり、労働生産性が従前比約7%向上する計画となる。

留意点①

（補助対象とならない経費）

- ア 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- イ 自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費
- ウ 事業の実施期間中に発生した事故又は災害のための経費
- エ 施設整備、用地取得、借地料、補償のための経費

※自己負担部分に対する地方自治体等の上乗せ補助は可能です。

※「施設」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものを想定。

（事業実施主体の指導・監督と補助金返還）

次に該当する場合は、事業実施主体は、輸出加速化連携協議会の代表機関に対して助成した国庫補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

- a 適切に取組が継続されていないと事業実施主体が判断した場合
- b 虚偽の報告等を行った場合
- c 事業実施主体による調査に対して輸出加速化連携協議会構成員からの協力が得られない場合

※国庫補助金の投入効果を効果的・効率的に発揮させ、その成果を調査するうえで適切な対応を求めるもの。

（成果普及への協力）

輸出加速化連携協議会は、水産庁が事業の成果等の普及を目的としてこれを使用しようとする場合には、資料提供等の必要な協力に努めるものとする。

※補助の成果であれば、原則情報提供に協力いただく必要。

留意点②

（取得財産の管理運営）

本事業により取得した機器等については、輸出加速化連携協議会の代表機関及び当該機器等の所有者は、事業実施主体による指導監督の下、財産管理台帳及び管理運営規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適切な管理運営を図るものとする。

（財産処分について）

補助金の財源は、税金によってまかなわれています。このため、補助事業で取得した機器等の補助対象財産は、補助目的に従い、適切に使用を続ける必要があります、一定の期間について財産処分の制限がかかります。

※財産処分とは？

補助対象財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること。

例：

- ・食料品製造業用設備 10 年
- ・飲食店業用設備 8 年
- ・コンテナ 3 年
- ・フォークリフト 4 年
- ・ソフトウェア 5 年 等

※参考

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令
- ・農林畜水産業関係補助金等交付規則
- ・「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」

※機器などの補助対象財産は、事業実施主体が定める助成要領・募集要領に従って適切に管理する必要。
※詳しくは、事業実施主体まで御相談ください。

その他 参考

輸出関連の支援策について

日本発の水産エコラベル普及推進事業

○補助対象者：水産事業者

○事業概要：水産エコラベルの認証を普及するとともに、国際水準の水産エコラベル認証の活用を推進します。



水産庁 加工流通課 03-3502-8111

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

○補助対象者：食品製造事業者等

○事業概要：輸出先国等の規制・条件に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。



輸出国際局 輸出支援課03-6744-7172

農林水産物・食品輸出支援プラットフォーム

○補助対象者：輸出に取り組む事業者

○事業概要：在外公館やJETRO海外事務所等を主なメンバーとし、主要な輸出先国等において、現地発の取組を通じて、国内の輸出事業者を包括的に支援します。

輸出支援プラットフォーム



輸出国際局 国際地域課03-3501-3731

大規模輸出産地モデル形成等支援事業

○補助対象者：都道府県、農林漁業者、輸出事業者等により構成された協議会等

○事業概要：生産から流通・販売までの一気通貫した輸出サプライチェーンを構築する輸出産地モデルの形成等を複数年にわたり総合的に支援します。



輸出国際局 輸出支援課03-6744-7172

その他の事業はこちら→ [export_yosan-59.pdf](#) (R7当初) [export_yosan-56.pdf](#) (R6補正)

農林水産省 輸出相談窓口

農林水産物・食品の輸出をサポートするため、輸出先国・地域の輸入規制や日本政府の輸出証明書の発行手続等についての相談を一元的に受け付ける相談窓口を開設しております。



農林水産省 輸出支援課 輸出相談窓口 03-6744-7185
お近くの地方農政局等へ

水産基本計画における水産物輸出関係の取組の位置づけ

水産基本計画（令和4年3月閣議決定）

Ⅱ 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備

（１）輸出拡大

国内水産物市場の縮小が見込まれる中、世界の水産物貿易量は拡大を続けており、今後水産業を持続的に発展させていくためには、輸出の拡大を図る必要がある。また、我が国の水産物輸出は、特定の輸出先や用途に依存していることによるリスクを抱えていることから、既存の輸出先や取引相手に加え、新たな輸出先や取引相手の開拓が必要である。そのため、輸出戦略に基づき、2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円に拡大することを目指し、マーケットインの発想に基づく以下の取組を展開する。

- ① 大規模沖合養殖の本格的な導入を推進する。
- ② 生産者、加工業者、輸出業者が一体となった輸出拡大の取組を促進する。特に、主要な輸出先国・地域において、在外公館、JETRO 海外事務所、JFOODO 海外駐在員を主な構成員とする輸出支援プラットフォームを形成し、共同での市場調査や展示会の開催、現地やオンライン商談会、現地消費者向けプロモーション等の取組を支援する。
- ③ 輸出に取り組む事業者が、輸出先のニーズに対応した商品を開発し、生産を拡大していくために必要な設備投資を促進し、現地小売業者等とのマッチングなどこれらの者へ売り込む機会創出を支援する。
- ④ 新たな輸出先・取引相手の開拓を促進するとともに、事業者や業界団体では対応が困難な、新たな輸出先の規則等への対応は、国が中心となって計画的に撤廃協議等を実施する。

海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会とりまとめにおける 加工流通関係の取組の位置づけ（一部抜粋）

海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会取りまとめ （令和5年6月） 対応の方向性

④ 魚種の変更・拡大に対応し得る加工・流通

ア) 課題

- ・ 魚種、漁期、漁場が変化する中で、水揚げ港における処理能力の不足と更なる減退、供給量の変動、水揚げ地の変化や新たな魚種に対応した製氷・冷凍・加工能力の不足、北上した南方系の魚種に値段が付かないといった課題が生じている。他方で、加工業者が加工原材料の確保に苦慮する、消費者に届けられる魚種が限定される、又は養殖業者に餌となる魚が届かないという流通のミスマッチが広範に起きている。複合的な漁業の具体化のためにも、海洋環境の変化に適応した国内市場でのバリューチェーンの強化につながるよう、加工・流通・消費における受入態勢の整備が必要である。
- ・ 漁獲と消費のミスマッチの解消については、国内需要者への適切な供給を確保するとともに、国内外の価格差も踏まえた輸出の検討も必要である。
- ・ 資源管理や環境に配慮した漁業による水産物を少々価格が高くても購入してもらえよう消費者の理解や協力の醸成が必要である。
- ・ 資源状態を考慮しつつ、現状では市場価値の低い魚種を活用する必要がある。

イ) 対応の方向性

（加工・流通の効率化）

- ・ 魚種の変化や漁獲量の増減等に対応するため、産地市場機能や漁港機能の見直しを行い、効率的な設備投資と併せ、既存の圏域内だけでなく圏域を越えた流通による地域ごとの生産と需要の不一致の解消も含め、実証的な取組も活用しながら、スマート技術による流通の効率化を推進する。
- ・ 現状では市場価値の低い魚種を含め、資源状態の良い魚種への加工原材料転換の取組や原材料調達の多様化の推進、氷温貯蔵や活締め、冷凍技術等を活用した付加価値向上の推進、輸出促進のための水産加工処理能力の整備を、実証的な取組も活用しながら、効率的かつ柔軟に進める。